

北但行政事務組合一般廃棄物処理施設基金条例

〔平成28年2月24日〕
〔 条 例 第 1 号 〕

(設置)

第1条 北但行政事務組合が設置する一般廃棄物処理施設（以下「処理施設」という。）の撤去に必要な財源を確保し、もって関係市町の健全な財政運営に資するため、北但行政事務組合一般廃棄物処理施設基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、基金の運用から生ずる収益の額その他予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他确实かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、确实かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第4条 管理者は、財政上必要があると認めるときは、确实な繰戻しの方法、期間及び利率を定め、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、基金に積み立てるものとする。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する処理施設の撤去に必要な財源に充てる場合限り、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。